

## 自動車用ガソリン等の本局一括調達について

総務部契約課（現所属 甲府河川国道事務所 経理課） 新井 悠司

### 1. 序論

官用車で使用するガソリン等について、従来は事務所毎に契約手続きを行っていた。しかし、主に小規模官署で見積相手方の選定に苦慮しており、また利用可能なガソリンスタンドが限られている等の課題があったため、本局で集約して契約手続きを行うこととなった。また手続きの集約化により事務所の負担軽減につながるため、業務改善の効果も期待されていた。一連の取り組みにより、各事務所における契約事務の簡素化若しくは集約化による業務改善を図ることを目的とする。

### 2. 集約化以前の事務所からの要望

従前は事務所毎にガソリン購入の単価契約を行っており、契約実務担当者会議等で以下の要望が出されていた。

- ① 見積依頼の相手方を見つけるのに苦慮しているため、集約化の検討をしてほしい。
- ② 給油できるスタンドが限定されており不便なので、どこでも給油できるようにしてほしい。
- ③ 集約化する場合、TEC-FORCE派遣時のレンタカーにも給油できるようにしてほしい。

①については、特に山間部に所在する官署から見積りに対応してくれる業者が確保できない、あるいは応じてくれる業者が1者のみで倒産・廃業した場合にガソリンの調達が難しくなるという意見が出された。②については事務所単独で契約した場合、給油可能なスタンドが事務所周辺に限られているため、給油範囲が限られることが課題となっていた。また、原油価格の変動に対応するため、契約期間を3ヶ月程度に区切っていることが多く、急激に変動した場合は変更契約で対応する必要がある等、事務手続きが煩雑になるという問題が生じていた。これらの諸問題を解消するため、平成29年度から本局契約課においてガソリン購入の契約手続きの集約化が検討され、平成30年度より本局にて一括契約を行うことを目指すことになった。

### 3. 平成30年度の発注で生じた課題

利用形態として、官用車毎に受注者が発行する給油カードを登録し、それを用いてスタンドで給油することとした（図1）。受注者の元売系列のスタンドであれば全国共通で使用可能な給油カードの導入により広範囲で給油所の利用が可能となり、支払手続きについても効率化が見込まれた。

事務所から業務改善による集約化の要望が多か



図 1 給油カード

ったことから、平成30年度に初めて一括調達として発注することとした。しかし、給油所及び給油カードに競争参加資格を厳格に求めたことにより入札参加者の申請がなかったため、契約手続きが取り止めとなってしまった。

そのため、競争参加資格の見直しや契約単価の決定方法を変更することにより、平成31年度（令和元年度）の契約締結を目指すこととした。

#### 4. 平成31年度の発注に向けた検討

平成31年度の発注にあたっては、先行する他省庁からの情報収集や他省庁との契約業者等に対してヒアリングを行い、以下の改善点を検討した。

##### 1) 競争参加資格の見直し

平成30年度発注の競争参加資格の要件は、関東地整備管内及び管外合わせて1,000店舗以上の給油所を確保できること、各官署との距離が自動車行程で3kmを満たす割合が7割以上としていた。しかし、この資格要件は煩雑であることから、業者の参入を阻む要因となっていたと考えられた。そこで平成31年度は、整備局管内の官署と給油所間の距離について抜本的な見直しを行うに至った。具体的には、各官署と最寄りの給油所までの距離を詳細に調査した結果、いずれの給油所からでも半径8km以内であれば、整備局管内の全ての官署を網羅できることが判明した。これらの要素を考慮した結果、関東地方整備局管内の各官署から概ね半径8kmの範囲内に給油所を確保できれば参加できることとし、要件の緩和を図ることとした（図2）。

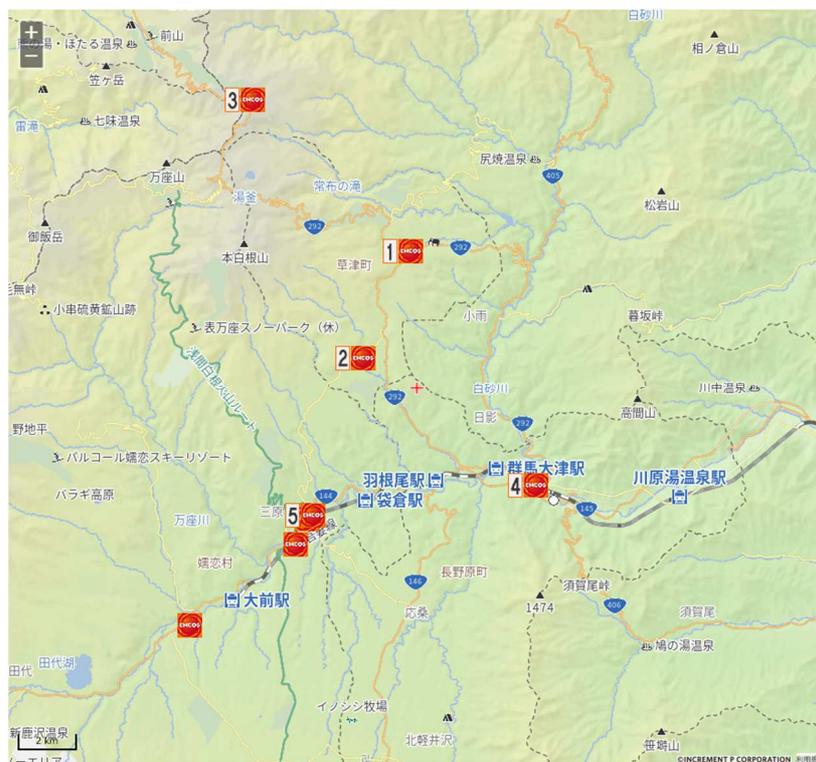


図2 給油所の所在地

(出典：JXTG エネルギー サービスステーション検索 <http://eneosss.com/search/ss/pc/top.php>)

## 2) 契約単価の設定

本件で用いる契約単価として、前月の市況価格に乖離率を乗じて算出する方法を採用した(表1)。ここでいう市況価格とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査(：給油所小売価格調査の関東地方整備局管内の各都県における3週間分の平均価格)を示す。また乖離率とは、契約単価を特定時点の市況価格で除した割合のことをいう。この市況価格と乖離率を掛け合わせることで、毎月の契約単価を決定する。業者に対するヒアリングを行ったところ、いずれの者も発行する給油カードに地整内と地整外で別々の単価を設定できないことが判明した。すなわち、平成30年度の発注手続きにおいて、関東地整管内、管外でそれぞれの単価を設定することとしていたが、これに対応できる業者が存在しないという課題が生じていた。この課題に対応するため、平成31年度の発注手続きでは関東地方整備局管内の平均価格を全国一律単価とし、単価の一本化を図ることとした。

表1 契約単価の算出(一例)

平成31年4月期単価(消費税及び地方消費税を含む)				単位：円
品名	市況価格	乖離率	契約単価	備考
ガソリン (ハイオク)	155.24	0.95685	148.54	
ガソリン (レギュラー)	144.21	0.95349	137.50	
軽油	92.25	0.92690	85.50	本体
	32.10	1	32.10	軽油引取税
	124.35		117.60	計

## 3) 給油カードの位置づけの見直し

平成30年度の発注手続きでは参加資格要件として給油カードを発注者が示す車両毎に1枚手配できることと設定していた。しかし、入札公告や入札説明書で定める参加資格要件は国との契約に相応しくない者を選別するために設けるものであり、給油カードを参加資格要件として設定する必要性はないとの判断に至った。よって、平成31年度は参加資格要件から給油カードに関する事項を削除し、詳細は仕様書で定めることにした。

## 5. 本局一括調達による効果

本局一括による契約締結を目指し取り組みを進めた結果、平成31年度は4者が入札参加することとなり、一括調達としての契約締結を行うことができた。前年度の課題を踏まえ、各省庁や業者にヒアリングを行い、参加資格要件や契約単価の再検討を行ったことで一定の成果が得られたといえる。具体的には、以下の効果が顕著に現れている。

### 1) 発注手続き及び支払件数の削減

ガソリンの一括調達により、従来事務所毎であった契約・支払い手続きが本局に集約化さ

